

地域産品販売促進業務に関する仕様書

1. 目的

奥会津地域の生産者や事業者が他地域の地域産品の販売において全国的に優れている事例について学び、自分たちの地域ではどんな取り組みが地域産品の販売促進に繋がるか検討することで、奥会津地域内の生産者や事業者が協働し、売り先や顧客像を明確に想定した戦略的な販売やPRを行う体制の構築（＝地域商社機能を持つ組織の設立）や地域経済の活性化を目指す。

なお、ここでいう奥会津地域とは柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町、南会津町、檜枝岐村の7町村のことをいう。

2. 業務内容

奥会津地域における将来的な地域商社機能を持つ組織の設立に向けた、地域産品販売における全国的な優良事例について学ぶ勉強会及び現地視察の開催

- (1) 開催する勉強会及び現地視察の参加対象については、奥会津地域内に拠点を構える生産者、事業者及び構成町村の職員とする。なお、現地視察において発生する旅費、宿泊費については構成町村の職員分を除き、委託費に含むものとする。
- (2) 勉強会においては「売上を伸ばす」、「顧客像をつかむ」等の基本的かつ具体的な手法の紹介をテーマとして扱うこと。その延長線上で参加者各々が地域商社機能の必要性を感じられるような仕掛けを心掛け、実践すること。
- (3) 開催する勉強会や現地視察のファシリテート及び講師、視察先の選定を行うこと。なお、これらの選定においては委託者と協議の上決定するものとする。
- (4) 勉強会は4回程度、現地視察は2回程度の開催とする。なお、勉強会はなるべく実際に集う形式で開催すること。ただし、これらについては新型コロナウイルス感染症等の状況を見ながら委託者と協議の上決定するものとする。
- (5) 勉強会や現地視察参加者に対し参加後のアンケートやレポートの提出を義務付け、その結果をとりまとめること。
- (6) 勉強会や視察参加者同士が横の繋がりを深められるようなアプローチを心掛けること。

3. 成果品

本業務におけるスケジュール、勉強会や現地視察で取り上げた優良事例の概要や、参加者アンケートやレポートのとりまとめ結果、今後の事業展開における提言（特に、今後奥会津地域で地域商社機能を持つ組織の設立を目指すにあたり必要だと思われる要素をまとめた提言）を記した業務実施報告書

4. 業務期間

契約日から令和5年2月28日まで

5. その他

- (1) 契約額には、上記3に関する経費（交通費、宿泊費、消耗品費、資材及び機器の使用料、各報告書の作成に係る費用等）を含む。

- (2) 契約に係る費用については受託者が負担するものとする。
- (3) 業務実施報告書の内容は提出前に委託者とその内容の確認を行うものとする。
- (4) 本業務により知りえた情報を許可なく外部に漏らし又は他の目的に使用しないこと。
- (5) 業務実施報告書ほか本業務の納品物についての著作権は委託者に帰属する。ただし、受託者等が事業着手前から有する著作物は除く。
- (6) この仕様書に定めのない事項については委託者と受託者が協議の上決定する。